

平成30年3月12日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

北大阪地域協議会

議長 上奥 善弘 様

北摂地区協議会

議長 川崎 友寛 様

高槻市長 濱田 剛史



2018(平成30)年度 自治体政策・予算に対する要請について(回答)

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2017(平成29)年12月5日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・WLB施策

(1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

若年層の定着支援施策については、国や大阪府と連携し、現状の把握に努めるとともに、国等の雇用・就労支援施策の周知に努めてまいります。

(2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪府やポリテクセンター関西等が実施する訓練講座等を市内ものづくり企業に広く周知してまいります。

(3) 地域就労支援事業について

「高槻市就労支援協議会」等において先進的な事例を共有・研究していくことで、引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。また、生活保護受給者や生活困窮者等への就労支援を一体的に実施し、支援調整会議等で成功事例を共有する等により、引き続き就労支援の向上に努めてまいります。

① 障がい者雇用について

障がい者雇用の促進と安定を図るため、事業主や人事労務担当者等を対象とした「啓発講演会」を開催するほか、障がい者及び事業主からの雇用・

就労に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行う「障がい者雇用相談」を引き続き実施してまいります。

② 地域労働ネットワークについて

就職困難者への就労支援については、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、先進的な事例を共有・研究していくとともに、市町村間の連携を深めてまいります。また、「地域労働ネットワーク」と連携し、「障がい者合同就職面接相談会」や「若者応援合同就職説明会」を開催するなど引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。

(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者の出口支援となる事業所等の確保については、高槻商工会議所と連携し、職場体験先や認定就労訓練事業所の確保に努めてまいります。

また、相談者の状況に応じた細やかな支援体制を構築するため、国や大阪府が実施する研修会等に積極的に参加し、相談支援員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携強化を図ってまいります。

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制の改正については、広報誌、チラシ及びホームページ等での周知を引き続き行うとともに、労働相談についても、就業者のニーズに対応するべく、夜間労働相談も引き続き実施してまいります。

(6) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

勤労者を対象とした法律セミナーを近隣市と共催で開催するとともに、国や大阪府と連携し、関連セミナー等の周知に努めています。

教員については、職場環境の整備に努めてまいります。

(7) 女性の活躍推進と就業支援について

本市においては、特定事業主行動計画の見直しを行い、平成28年度からは「女性の活躍推進に向けた取組」を追加しました。当該計画の見直しの際には、事業所での女性が占める割合や、採用の状況等を把握、分析した上で、新たな目標を具体的に数値として掲げています。また、その結果についても、毎年度、把握、分析し、公表も行っています。今後も、性別に関わらず、全ての職員が能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

また、「女性活躍推進法」をはじめとする国の政策動向や、今日的な課題を踏まえ、平成29年度に見直しを行った「《改訂》高槻市男女共同参画計画」に、同法に基づく「市町村推進計画」を包含し、「あらゆる分野における女性の活躍の推進」に取り組んでまいります。

女性活躍推進法を効果的に運用していくため、女性の職業生活における活躍に関する国際的な動向等、様々な情報を収集・整理し、積極的な情報提供

に努めるほか、国と連携し、子育て女性の就職意欲の喚起等につながるセミナーを実施するとともに、受講者アンケート等を国と共有することで支援施策の充実につなげてまいります。

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

男女が共に暮らしやすい社会を実現するためには、長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を改革することが重要であり、現役世代が一人で何役も担うことができるよう、一人ひとりの実情に応じた職業生活を営むことができる社会の実現が求められていることから、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めます。

また、企業向けニュースレターに関連記事を掲載するなど、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。

(9) 治療と職業生活の両立支援について

大阪府等が主催する「治療と仕事の両立支援」につながるセミナー等を市内企業に周知することで、病気を抱える労働者に対する理解ある職場風土の形成を推進してまいります。

2 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

DMOの研究をはじめ、宿泊施設の誘致、観光バスの停車場所の確保等を推進します。また、訪日外国人観光客を受け入れるための案内機能、マナー向上のための啓発については、大阪府との連携の中、他市事例を参考に研究・調査を行ってまいります。

(2) 新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化

企業立地促進条例に基づき、工場や研究所などを立地する企業に対し各種奨励金を交付することで、市場拡大が見込まれる産業に対して支援してまいります。

(3) 中小企業・地場産業の支援について

① 付加価値の高いものづくり事業の強化について

MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)が行う事業については、メールマガジン等を活用し、市内中小製造業等に対して周知を図ってまいります。また、市内の優れたものづくり技術や製品等を紹介する「産業物産展示コーナー」を活用し、魅力ある企業を積極的に支援してまいります。

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの原産地規則の「完全累積制度」の活用について、国・大阪府など関係機関と連携を図り、情報収集に努めてまいります。

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

大阪府、大阪信用保証協会等と緊密な連携を図るとともに、各金融機関の協力を得ながら制度の周知と推進に取り組んでまいります。

④ 最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

国や大阪府と緊密に連携し、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模企業への支援策について、市内中小企業への周知に努めてまいります。

(4) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

公共工事発注における総合評価入札制度については、評価項目の見直しや充実に取り組んでいます。また、公契約条例については、最低賃金や労働契約等、既存の法律との整合性を図る必要があり、国による法整備を進めるべきものであると考えています。

(5) 下請取引適正化の推進について

公益財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する「下請かけこみ寺」事業等の普及啓発活動等について市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めてまいります。

(6) 非常時における事業継続計画(BCP)／業務継続計画(OCP)について

平成28年1月に策定した「高槻市業務継続計画(地震対策編)」をもとに、本市の業務継続体制の向上に努めてまいります。

(7) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

企業立地促進条例において、各種奨励制度を設けることで、産業振興や雇用創出につながる工場や研究所などの立地を促進してまいります。

また、農業分野においては、後継者や新規就農希望者を対象にJAたかつきが実施している野菜栽培講座(ふれあい農業塾)の開催を支援するほか、大阪府や地域と連携し、新たな認定農業者の掘り起こしにより、後継者や担い手の育成に努めてまいります。加えて、6次産業化の取組を推進するとともに関係者間でのネットワーク強化を図りながら、販路の確保や情報発信を推進してまいります。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

地域医療構想の実現に向けた関係者による協議の場は、医療法第30条の14に基づき、都道府県が設置するものとされており、大阪府においては、保健医療協議会が活用されています。当会議の委員については、大阪府保健医療協議会規則に基づき、学識経験のある者や医療を受ける立場にある者の意見を代表する者などを大阪府知事が任命しています。

また、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、本市ホームページで公開しています。進捗状況につきましては、高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会にて審議・点検し、資料等については、窓口等で閲覧できるようにしています。

(2) 予防医療の促進について

平成30年度を始期とする「第3次・健康たかつき21」において、「健康寿命の延伸」を全体目標として掲げ、創意工夫により様々な手法を用いて、周知・啓発を図るとともに、市民の健康増進・疾病予防につながる事業に取り組んでまいります。

(3) がん対策基本法の改正について

事業主に対するがん患者の就労に関する啓発、知識の普及については、国・大阪府のがん対策推進計画に基づき、がん診療ネットワーク会議などを通じて連携協力し推進しています。今後も、大阪府等が主催する「治療と仕事の両立支援」につながるセミナー等を市内企業に周知することで啓発に努めてまいります。

また、がんに関する教育の推進については、現在も健康たかつき21推進ネットワーク会議等を通じて、市内企業の従業員に対し出前健康講座を実施しているほか、企業と合同でがん検診の啓発キャンペーンを行っており、今後も各機関と連携しながら積極的に推進してまいります。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護報酬改定に関しましては、処遇改善加算の届出を審査し、加算の取得要件について、適切に確認しています。また、改定前に説明会を実施するとともに、毎年、介護保険事業者向けに実施する集団指導においても、介護報酬改定の概要の説明及び周知を行い、労働条件の確保・改善に係る主要な事項を解説することにより、労働関係法令や雇用管理に関する理解の促進を図り、労働環境の改善に向けた取組みの啓発・支援を行っています。

なお、介護職員の処遇改善については、大阪府市長会を通じて抜本的な解決策を講じるよう国に対し要望を行っています。

(5) インクルーシブ(包摂的)な社会の実現にむけて

障がい者虐待防止センターを設置し、通報等への対応を行う中で、解消に向け、被虐待者や養護者への支援を行っています。また施設等への障がい者虐待防止法に対する研修を開催しています。障がい者虐待防止啓発ポスターやチラシを作成し、市民や施設へ広く配布することで、今後も啓発に努めてまいります。

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

① 全自治体の高位平準化

「高槻市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況については、毎年度施策の実施状況の把握に努めており、引き続き必要に応じて事業計画の見直しを行ってまいります。また、次期事業計画策定に向けて、児童の保護者等に対するニーズ調査等を実施します。

② 待機児童の解消

事業計画は潜在的な保育ニーズも含め策定をしていますが、保育需要の増大による量の見込みと実態との乖離にも注視しながら、着実に計画を推進してまいります。また、市境に位置する保育所（1か所）において、隣接市と協定し、他市市民の入所を可能とする措置を実施しています。

③ 病児・病後児保育の充実

保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。なお、平成31年4月開設予定の高槻子ども未来館において、病児保育を実施します。

(7) 子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策については、庁内対策会議を活用する等、関係部局が連携して取り組んでまいります。なお、平成30年度から、子ども食堂に取り組む団体に対して、運営経費の一部を助成する事業を立ち上げたいと考えています。

4 教育・人権・行財政改革施策

(1) 奨学金制度の改善について

日本学生支援機構の給付型奨学金制度については、対象者や支給金額の拡充について全国市長会等において国に対して働きかけていきます。また、地元就職者に対する返済支援制度の導入等については、他市の状況等を勘案しながら引き続き研究の対象としてまいりたいと考えています。

(2) 労働教育のカリキュラム化について

中学校社会科の学習指導要領では、『社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて考えさせる。』と示されており、その内容に沿って授業をすすめています。

また、全市で小中学校9年間を通して、主に社会科や総合的な学習の時間において、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むキャリア教育やシティズンシップ教育の充実にも努めているところです。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 女性に対する暴力の根絶

DV防止啓発講座の開催、啓発パンフレットの配布、教員向けデートDV研修を実施するほか、11月の「女性に対するあらゆる暴力をなくす運動」期間にはキャンペーン展示を行い、広報誌・ホームページ等への記事の掲載、啓発ポスター掲示等によりDV防止啓発に努めています。また、DVを含めた日常生活の中で女性が直面する様々な悩みに対し、状況の聞き取りを行う女性相談体制を充実するとともに、庁内各課や関係機関との連携を図りながら支援を行います。

平成29年度に見直しを行った「《改訂》高槻市男女共同参画計画」に基づき、女性に対するあらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進に取り組んでまいります。

② 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の趣旨や内容を広報誌やホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知を図っていますが、今後、国との適切な役割分担や警察との連携などに取り組んでまいります。

③ 部落差別の解消

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の趣旨や内容をホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架及び講座の開催等により市民への周知を図っていますが、今後も、国との適切な役割分担や大阪府、他市町村との連携の下、「部落差別のない社会の実現」に向け取り組んでまいります。

また、企業向けニュースレターに、部落差別解消法に関連する記事やセミナーを掲載するなど引き続き、周知に努めてまいります。

(5) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

大阪人権博物館が開館以来30年にわたり、日本で唯一の人権博物館として果たしてきた社会的役割は大きいものがあり、大阪府・市との協議等を通じて円満な解決が図られることを期待しています。

(6) 地方税財源の確保に向けて

健全な財政運営を堅持するために、国の交付金など財源の確保に努めてまいります。

また、今後も地方税財源の確保に努めるとともに、確保に向けた要請等を行ってまいります。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

廃棄物の減量については、一般廃棄物処理基本計画に基づいて取り組んでいますが、平成28年度からペットボトルをリサイクルごみとしての分別収集を始め、平成29年度からは廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の事業活動を実践する小売・飲食店等を支援するエコショップ制度を始めました。また、引き続き集団回収奨励金制度の普及拡大に努めること、市民参加のガレージセールを開催すること等によって循環型社会の形成を推進してまいります。

あわせて、たかつきエコオフィスプランに基づき、事業者として、廃棄物の発生抑制の推進に努めてまいります。

(2) 食品ロス削減対策の推進

平成29年度からエコショップ制度を開始し、食品廃棄物の削減につながる活動等をしている店舗を市民に紹介し支援するほか、生ごみ堆肥化容器の普及に努めることで、食品廃棄物の削減に取り組めます。また、今後も市民に対しては講演会や出前講座、事業者に対しては研修会などによって、食品廃棄物の削減につながる啓発活動を実施していきます。

また、フードバンクの取組については、「食品預託払出事業」を実施する市社会福祉協議会との連携・協力を図ってまいります。

(3) 消費者保護と消費者教育の推進

特殊詐欺や悪質商法への対策については、広報誌や市ホームページ、啓発ポスターの掲示、情報紙（センターニュース）の発行等による情報発信、相談員による高齢者や支援者向けの移動講座を中心とした啓発活動を行っており、平成29年度においては、固定電話に取り付ける詐欺電話防止機器の無料貸出を行いました。今後も、引き続き、消費者保護に努めてまいります。

また、消費者教育推進地域協議会については、現在、設置の予定はありませんが、消費者教育の推進に向け、福祉関係部局や学校等の関係機関と連携した取り組みを引き続き行ってまいります。

6 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 空き家対策の強化

平成30年度に市内の特定空家等に対する具体的な措置を含めた総合的な空家等対策計画を策定する予定です。

(2) 「交通施策基本計画」にもとづく施策の推進

本市では、平成28年3月に策定した「高槻市総合交通戦略」に基づき、

大阪府をはじめ、関係する行政機関、交通事業者、市民等と連携し、交通施策を推進しているところです。

推進に当たっては、それぞれの役割を十分に理解・認識し、関係者が一丸となって取り組むことが重要と考えています。

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

駅におけるエレベーターやエスカレーターの設置については、改札内においては交通事業者が国・大阪府・本市の財政支援を受けて設置、維持管理を行い、改札外においては本市が国の支援を受けて設置、維持管理を行うことで、市内全駅でバリアフリールートが確保されています。

転落防止策については、国・大阪府・本市が財政支援を行い、JR西日本がJR高槻駅において、平成28年3月に供用開始した新ホームに昇降式ホーム柵を設置され、引き続き、既存ホームへ可動式ホーム柵の設置に取り組んでおられます。また、平成29年度におきましても、JR摂津富田駅で「内方線付き点状ブロック」がすでに整備完了しています。

今後も引き続き、市内各駅における利用客の更なる安全の確保に向けて、補助制度の活用を行いながら、関係機関が一体となった取組を進めてまいります。

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

自転車レーンの整備については、「たかつき自転車まちづくり向上計画」および「たかつき自転車まちづくり実行計画」に基づく取り組みを進めてまいります。

交通安全対策については、自転車の安全利用に関する条例や計画を策定し、幅広く自転車の安全利用に関する様々な取組を行っており、その中では高槻警察署等と連携した交通安全教育の実施に加え、市内危険箇所や交通量が多い交差点での街頭・駅頭指導等を実施しています。また、広報活動にも注力しており、市ホームページ等において自転車の危険な乗り方(スマートフォン操作等の「ながら運転」)への注意喚起や、大阪府自転車条例の周知・啓発を行っています。特に、大阪府自転車条例については平成28年7月に保険加入の義務化が行われる中で、民間企業と連携した保険加入促進を図る取組として、保険加入相談会や保険に熟知した講師を招いた講習会等を開催しています。

今後も、交通安全教育や広報・啓発活動を通じて、広く市民に対しより一層自転車の安全利用に関する意識啓発を図ってまいります。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底

平成29年6月に修正した避難勧告等判断・伝達マニュアル等を活用しな

がら、引き続き防災行政無線や市ホームページ、緊急速報メール、市防災情報ツイッターといった様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めます。また、職員出前講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、各種防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。

昨年度改定した「水害・土砂災害ハザードマップ」を平成29年6月に市内全戸へ配布し、現在これを活用した職員出前講座を積極的に実施しています。今後は、水害啓発ビデオの作成も予定しており、引き続き、風水害に備える意識の高揚を図ってまいります。

加えて、高齢者や障がい者に対して、様々な手段を活用した情報伝達に努めてまいります。また、引き続き、避難行動要支援者に対する支援の意識醸成を図り、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の整備を進めてまいります。

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策

土砂災害や河川災害については、国および大阪府と連携し対策を行うとともに、住民の避難行動を支援するため、水害および土砂災害における災害発生リスクの高いエリアをハザードマップ等を通じて周知してまいります。

また、土砂災害警戒区域等のある山間部の自治会等に対して、住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化する「地域版ハザードマップ」の作成を支援することにより、地域の防災体制の向上を図ります。また、引き続き、職員出前講座等の機会を通じて、避難情報の内容等についての周知を図ります。

平成24年度に策定した「高槻市総合雨水対策基本方針」に基づき、雨水貯留施設整備や局所的対策などのハード対策や自助・共助の取組を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減や地域防災力の向上を図ります。

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察機関による取締りが行われていますが、本市においても引き続き、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。

また、市営バスにおいては、バス車内における暴力行為に対して、テロ対策等のマニュアルを基本とし、業務無線及びバスロケーションシステム等を活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。